配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察庁組織令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

一　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第十五条第十号

二　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第一条の二第二号及び第一条の三第二号

三　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十条第二十五号及び第九十六条第十三号

（婦人相談所に関する政令の一部改正）

第二条　婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第二十八条第一項」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を、「第二十七条第一項第一号」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を、「第三条第三項」の下に「（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「同法第三条第三項」に改め、同条第四項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十八条第一項」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八条第一項」に改め、「第二十七条第一項第二号」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「同条第四項」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十九号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十二月二十七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第五条第一項第一号、第十二条第一項第四号、第十三条第三項、第十八条、第二十二条及び別表並びに同法第十六条の規定により読み替えて適用する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第一条　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第一条中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第一号イからハまでを次のように改める。

イ　避難場所

ロ　避難経路

ハ　消防団による避難誘導のための拠点施設、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設で総務大臣が定めるもの